

板谷最終処分場6・7ブロック増設計画環境影響評価方法書への意見について

1 全般的事項について

- (1) 環境影響評価の手続きを進めるにあたっては、地域住民の立場を考慮し、誠意ある対応を行うこと。
- (2) 工事車両及び廃棄物等の運搬車両の走行による交通事故等が発生しないよう、板谷地区住民の安全確保については徹底した対策をとること。また、その対策を修正方法書に記載すること。
- (3) 環境影響の予測にあたっては、可能な限り定量的な手法を用いること。
- (4) 既存処分場の影響を含めた環境への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。なお、評価項目によっては、既存処分場の整備、供用による環境の変化の把握が困難な項目もあることから、評価項目ごとに予測、評価の考え方を整理し、修正方法書に記載すること。

2 事業特性について

- (1) 対象事業は、規模も大きく長期にわたる計画となっていることから、工事工程や施設稼働期間をわかりやすく修正方法書に記載すること。
- (2) 増設する処分場の土堰堤については、既存処分場の埋立地におけるこれまでの沈下量等の測定データを示すなど、底盤の安定性を裏付ける根拠を修正方法書で示すとともに、定められた構造規準との適合性についても修正方法書に記載すること。
- (3) 遮水工の選定根拠及び遮水シート破損等の緊急時の措置について明らかにし、修正方法書に記載すること。
- (4) 事業計画や維持管理計画の策定にあたっては、既存処分場における工事及び稼働の実績や環境監視結果等を反映させること。
- (5) 今回の増設計画では、浸出水調整池、浸出水処理施設等の増設をしない計画としていることから、既存施設の処理能力の妥当性について明らかにし、修正方法書に記載すること。
- (6) 災害廃棄物搬入時など、浸出水処理施設への負荷が大きくなる場合には、放流水の水質検査の頻度を高めるほか十分なモニタリングを行い、適切な維持管理に努めること。また、水質測定結果については随時公表するなど、地元住民等への配慮を十分に行うこと。
- (7) 当該地域は、火山の酸性変質帯であることから、施設の劣化や腐食が早く進行することが懸念されるため、法面防護工等の施工にあたっては十分な対策をとること。
- (8) 既存処分場を含めた埋立終了から処分場廃止後の緑化計画や維持管理計画等を修正方法書に記載すること。
- (9) 緑化計画の策定にあたっては、地域に生育する樹種等を選択するなど、遺伝子汚染が生じないよう配慮するとともに、地域の生物多様性の確保についても配慮すること。また、森林や草地など誘導目標を設定したうえで、覆土の厚さや土質等の基準を選定すること。
- (10) 工事車両及び廃棄物等の運搬車両が通行する道路の維持管理計画について修正方法書に記載すること。

3 地域特性について

- (1) 自然環境の把握に関する記載のうち、気象概要については、増設予定地周辺で過去に調査した気象データを修正方法書に記載すること。なお、近年の異常気象を考慮し、平年値及び期間の最大、最小値も記載すること。
- (2) 社会環境の把握に関する記載のうち、河川、湖沼の利用及び地下水の利用状況については、処分場からの排水の影響を受けると考えられる福島市の状況についても把握し、修正方法書に記載すること。

4 環境影響評価項目及び評価手法について

(1) 調査地点及び期間等

調査及び予測に係る地点の選定、並びに期間の設定等については、その根拠や妥当性をわかりやすく修正方法書に記載すること。また、対象事業の工事と既存処分場への埋立が並行して行われる時期は、環境への負荷が大きくなる時期と思われるので、調査時期の選定にあたって配慮すること。

(2) 大気環境

工事車両や廃棄物等の運搬車両の走行が板谷地区の道路に集中し、排気ガス中に含まれる浮遊粒子状物質の影響が懸念されるため、浮遊粒子状物質についても環境影響評価項目とすることを検討すること。

(3) 水環境

ア 当該施設からの排水は、下流域で農業用水として取水されている松川の源流域に放流されることから、利水への影響を十分踏まえ予測及び評価を行うこと。特に、農作物への影響が懸念されることから、塩化物イオンについても評価対象とすること。

イ 水質については、東日本大震災による災害廃棄物の搬入時など、水処理施設への負荷が通常よりも大きくなる場合を想定して予測及び評価を行うとともに、必要な環境保全措置について検討すること。

ウ 水質については、関係自治体と事業者間で締結している環境保全協定に基づく放流水の水質基準により評価すること。また、水質の調査及び予測地点として、蟹ヶ沢と松川を追加することについて検討すること。

エ 水の汚れについては、人の健康の保護に関する要監視項目についても評価対象とすることを検討すること。

オ 処分場からの排水による底質への影響が懸念されるため、浸出水処理施設の稼働に係る底質の有害物質（ダイオキシン類を含む）を環境影響評価項目とすること。

カ 造成等の施工及び処分場の存在による地下水への影響が懸念されるため、地下水の水質を環境影響評価項目とすること。特に、融雪剤の影響については、浸透してから地下水を経て河川へ流入するまでの時間差を考慮し、予測、調査及び評価を行うこと。

(4) 動植物について

ア 事業実施区域周辺には国有林の緑の回廊が存在することから、小動物の移動経路を確保するため必要な調査を行い、運搬路や側溝等により移動が阻害されないための保全措置について修正方法書に記載すること。

イ 事業実施区域の2km南東側には、国指定文化財「吾妻山ヤエハクサンシャクナゲ自生地」が存在することなどから、植物の調査、予測及び評価に当たっては、これらの重要種に配慮すること。

(5) その他

環境影響評価を行う過程において、調査、予測及び評価等に関する指針や技術関連資料等の改正等があった場合は、必要に応じて調査、予測等の手法に反映させるとともに、可能な限り最新の知見に基づく予測と評価を行うこと。

5 その他

上記1から4の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。